

令和7年度

第2回 水戸市城東市民センター運営審議会

日 時 令和8年2月27日(金)
午前10時30分～
場 所 水戸市城東市民センター
1階学習室

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 令和7年度事業報告について
 - (2) 令和7年度利用状況報告について
 - (3) 令和8年度定期講座の休講について
 - (4) その他
- 4 閉 会

(1) 令和7年度事業報告について

ア 生涯学習活動の推進事業関連

○ 一般成人教養講座

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 10月30日(金)	やさしいスマホ体験講座 「電話・カメラを使おう」・「アプリを追加してみよう」 講師 スマートフォンアドバイザー 3名	15

○ 夏休み子ども体験教室

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 7月30日(水) 31日(木)	絵画教室 各児童のテーマによる下書きから色付け等 講師 佐々木 弥生	11
2	令和7年 8月5日(火)	工作教室 タイルを使ってフレームを作ろう 講師 三村 絢子	9

○ 城東女性学級（城東女性会との共催事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 6月12日(木)	「我が家の防災」 ～地震・風水害等に備えて～ 講師 水戸市防災・危機管理課	39
2	令和7年 7月30日(水)	「おなかの働きと免疫」 講師 波多野 昭乃	42
3	令和7年 12月17日(水)	お正月飾りづくり教室 講師 吉田 美恵	16
4	令和7年 12月22日(月)	移動学習 足利学校・あしかがフラワーパークへの研修	33
5	令和8年 1月23日(金)	いきいき健康クラブ 講師 いきいき健康クラブ地域指導員	28

○ 福寿学級（城東地区高齢者クラブ連合会との共催事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 6月26日(木)	高齢者の健康管理教室 講話「腰部脊柱管狭窄症について」 講師 柳橋 俊秀	39
2	令和7年 7月16日(水)	eスポーツ 「画像に合わせて太鼓を叩こう」 講師 高齢福祉課	14
3	令和7年 10月23日(木)	懐かしのメロディコンサート 「一緒に歌って踊ろう」 講師 歌謡 すずらん	42
4	令和8年 3月5日(木)	移動学習 タカノフーズ納豆工場・小美玉食品公社・ イトウ製菓工場	

○ 家庭教育強化事業（若宮保育所との共催事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 7月10日(木)	ふれあい学級 親子エクササイズ 講師 菊池 亜希乃	30

○ 家庭教育強化事業（城東小学校との共催事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和8年 1月22日(木)	家庭教育講演会 「入学にあたっての保護者の心構え」 講師 矢口 みどり	25

○ 家庭教育強化事業（城東女性会との共催事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 7月4日(金)	親子ふれあい体験教室 たなばたまつり 短冊を作って飾ろう 講師 十万 久美子	17
2	令和7年 12月5日(金)	親子ふれあい体験教室 クリスマス会 講師 十万 久美子	30

○ 子育て広場（城東女性会との協働事業）

回	開催日	内 容	参加人数
1	月例開催	毎月第1金曜日開催 10回 安全な乳幼児同士及びその保護者同士の交流を図るとともに、女性会の方々による子育ての悩み等の相談の場となっている。	2月迄 32

イ 学習の成果を生かす環境づくり関連

○ 第46回城東文化展の開催

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 2月7日（土） 8日（日） 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所のため中止	第46回城東文化展 作品展示、催事及び福祉バザー	—
2	令和7年 2月21日（土）	第46回城東文化展 発表会（クラブ、一般出演） 催事及び福祉バザー	300

ウ 地域コミュニティ活動の推進関連

○ スポーツレクリエーション部との共催事業

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 5月11日（日）	城東地区お父さんソフトボール大会 会場 元石川市民運動場 優勝 暁 準優勝 J-ミラクル	53
2	令和7年 5月11日（日）	第42回城東地区高齢者スポーツ大会 会場 城東市民センター 輪投げ ボールダー	13
3	令和7年 9月28日（日）	東部ブロック球技大会 （ソフトボールの部） 会場 元石川市民運動場 シロウ （ソフトバレーの部） 会場 酒門コミュニティセンター WAKAMIYA（優勝）・TAIKN（準優勝）	33

○ スポーツレクリエーション部・城東女性会との共催事業

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 6月7日(土)	城東地区グラウンドゴルフ大会 会場 城東小学校 校庭	23

○ 市民運動会

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 10月12日(日)	城東地区市民運動会 会場 城東小学校校庭	1,800

○ 生活環境部との協働事業

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 5月19日(月) 6月16日(月) 令和8年 3月5日(木)	花いっぱい運動の推進 花苗配布 ベコニア、ジニア 5団体 アゲラタム、マリーゴールド 12団体 パンジー 12団体	—
2	令和7年 6月27日(金)	花壇コンクール 地区花壇の審査 9団体 水戸市中央審査へ6団体推薦 若宮保育所, 杉山保育所, 城東保育所, 蔵前町町内会, 細谷本郷睦会町内会, 馬場町町内会	—
3	令和7年 6月22日(日) 7月6日(日) 11月23日(日)	桜川流域清掃 那珂川水系クリーン作戦 国道6号クリーン作戦	58 60 34

○ 合同移動学習(研修会)

(社会福祉協議会城東支部との共催事業)

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和8年 2月25日(水)	生涯学習関係団体等合同移動学習 千葉県野田市方面への合同研修	27

エ 地域防災活動との連携

○ 自治会自治部との協働事業

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 6月29日(日)	洪水ハザード内における避難訓練に伴う城東地区の自主防災組織訓練 会場 第二中学校 講師 防災・危機管理課	43
2	令和7年 11月25日(火)	災害時応急給水装置の組立・撤収訓練 会場 城東市民センター 講師 水戸市水道部	19
2	令和8年 3月14日(土)	城東地区避難所開設訓練「支援機材確認会」 会場 城東市民センター 講師 防災・危機管理課	

オ 城東市民センター運営審議会

回	開催日	内 容	参加人数
1	令和7年 6月16日(月)	議題 (1) 令和6年度利用状況について (2) 令和7年度運営方針等について (3) 令和7年度事業計画について (4) 令和7年度定期講座募集状況について	5
2	令和8年 2月27日(金)	議題 (1) 令和7年度事業報告について (2) 令和7年度利用状況報告について (3) 令和8年度定期講座休講について	

(2) 令和7年度利用状況について

団体別利用状況（館外事業含む）

令和7年4月～令和8年1月

区分 月	市民センター (館外事業含む)		社教		市		県		その他 (人数に図書利用 人数を含む)		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	16	222	13	172	9	135	0	0	84	953	122	1,482
5	38	557	13	203	8	139	0	0	55	485	114	1,384
6	46	723	9	250	6	130	0	0	59	498	120	1,601
7	46	734	7	85	5	129	0	0	60	527	118	1,475
8	14	194	7	79	6	86	0	0	61	595	88	954
9	42	762	13	218	5	121	0	0	62	551	122	1,652
10	41	2,350	9	118	6	98	0	0	49	587	105	3,153
11	40	519	10	103	7	118	0	0	64	592	121	1,332
12	38	549	9	102	5	138	0	0	56	517	108	1,306
1	39	533	8	99	5	114	0	0	47	542	99	1,288
2											0	0
3											0	0
合計	360	7,143	98	1,429	62	1,208	0	0	597	5,847	1,117	15,627
前年度	403	7,507	104	1,302	73	1,169	1	8	491	4,801	1,072	14,787

部屋別利用状況（図書利用を含まない）

令和7年4月～令和8年1月

部屋 月	集会室		和室		学習室		調理室		館外		合計	
	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数	件	人数
4	58	757	18	158	45	545	1	20	0	0	122	1,480
5	50	659	22	209	37	396	4	58	1	53	114	1,375
6	57	833	20	185	36	410	2	34	5	135	120	1,597
7	55	733	25	257	34	363	2	36	2	84	118	1,473
8	48	471	14	137	24	314	2	32	0	0	88	954
9	54	712	23	223	42	465	2	36	1	213	122	1,649
10	42	653	23	243	34	384	4	53	2	1,818	105	3,151
11	56	668	22	230	37	345	5	53	1	34	121	1,330
12	51	677	19	173	32	346	4	51	2	55	108	1,302
1	47	742	17	143	33	368	2	33	0	0	99	1,286
2											0	0
3											0	0
合計	518	6,905	203	1,958	354	3,936	28	406	14	2,392	1,117	15,597

前年度	462	5,985	192	1,774	360	3,979	30	415	28	2,587	1,072	14,740
-----	-----	-------	-----	-------	-----	-------	----	-----	----	-------	-------	--------

図書利用状況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	前年度
利用人数	2	9	4	2	0	3	2	2	4	2			30	47
利用冊数	3	17	9	5	0	4	3	4	13	6			64	100

(3) 令和 8 年度定期講座の休講について

城東市民センター長寿命化改修工事を予定しているため、令和 8 年度の定期講座は休講とします。

(4) その他

○水戸市市民センター条例

平成21年9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年3月24日条例第13号

平成23年3月25日条例第9号

平成23年7月12日条例第25号

平成26年6月30日条例第36号

平成27年3月24日条例第9号

平成28年6月30日条例第34号

平成30年6月22日条例第32号

平成30年12月20日条例第60号

令和3年12月24日条例第62号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそ

れがあるとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年6月30日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年6月22日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成30年規則第28号で平成30年10月1日から施行。ただし、同条例付則第2項の規定は平成30年9月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市鯉淵市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成30年12月20日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 平成31年2月1日

(2) 別表に2項を加える改正規定(水戸市妻里市民センターの項に係る部分に限る。)及び付則第3項の規定 平成31年3月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市妻里市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例(以下「新条例」という。)

の例により行うことができる。

- 3 付則第1項第3号に定める日以後の水戸市内原市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、新条例の例により行うことができる。

付 則（令和3年12月24日条例第62号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年3月7日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市千波市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・平28条例34・平30条例32・平30条例60・令3条例62・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1

水戸市千波市民センター	水戸市千波町114番地の6
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町2134番地
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1
水戸市鯉淵市民センター	水戸市鯉淵町2989番地の2
水戸市妻里市民センター	水戸市有賀町2242番地
水戸市内原市民センター	水戸市内原町1395番地の6

水戸市城東市民センター運営審議会委員

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

	ふりがな	選出区分	団体等名及び役職名	備 考
	委員の氏名			
1	くりはし やすたか	市民活動団体	水戸市城東地区 自治団体連合会副会長	会長
	栗橋 保隆			
2	いとう なおひさ	学校教育関係者	城東小学校教育振興会会長	副会長
	伊藤 尚久			
3	ほそがい くみこ	市民活動団体	水戸市社会福祉協議会 城東支部副支部長	
	細貝 久美子			
4	かくらい あきこ	市民活動団体	元城東地区高齢者クラブ 連合会副会長	
	加倉井 明子			
5	うんの ちよ	市民活動団体	城東女性会副会長	
	海野 千代			
6	しだ ゆみこ	学校教育関係者	城東小学校校長	
	志田 由美子			